

は し が き

古 川 純

本号および次号に分けて掲載するのは、専修大学社会科学研究所主催公開シンポジウム(同研究所グループ研究助成「国家の戦争責任と補償」研究会および専修大学人文科学研究所との共催)「戦後補償問題の解決を目指して」(1994年2月5日開催, 神田校舎301号教室)における各報告および討論の記録要旨である。

1. 当日のプログラムは別に掲載した通りであり、まずはじめに主催者を代表して麻島昭一所长が、戦後補償問題への取り組みの重要性と本シンポジウムの意義について、個人の体験をも踏まえて開会の挨拶を述べられた。次いで第1部として、戦後補償裁判からの問題提起の報告に入り、今村嗣夫弁護士および龍田紘一朗弁護士により、韓国・朝鮮人BC級戦犯者の国家補償等請求や、国家による強制連行と三菱・長崎造船所の賃金未払いを問う金順吉裁判について報告が行われた。とくに龍田弁護士には、長崎から本シンポジウムのために御多忙のところを出張していただいた。これを受けて、本シンポジウムのコーディネイタも務めていただいた司会団の新美隆弁護士より、現段階における戦後補償裁判の全体像と主要な争点について、配布資料に基づき概括的な解説が行われた。休憩後に第2部の理論的問題をめぐる報告に入り、佐藤健生教授(ドイツの戦後補償)・阿部浩己教授(国際法)・田中宏教授(問題解決への視点)の順で、たいへん論争的な内容が報告された。
2. 報告・討論を通じて約130名ほどの参加者があり、「公開」を冠したシンポジウムとしては盛況であったといってよいであろう。それを反映して討論の部では多数の質問や意見の提起があり、問題関心の多様性と裁判の困難性をともに示した。なお、新美弁護士が代理人を務める裁判(石成基・陳石一裁判)の鑑定証人として、シンポジウム前日に東京地裁民事第2部で証言をされた鄭印燮氏(韓国放送通信大学校法学科副教授, 国際法)がシンポジウムに出席され、日韓請求権協定と在日韓国人の補償請求権問題についてまことに貴重な発言をしていただいた(李直美氏による通訳, 発言要旨はシンポジウムの記録要旨とともに次号に掲載)。鄭発言により、本シンポジウムはまさに国際シンポジウムとして展開されなければならなかったのではないかという印象を強く抱いたのは、私ばかりではない

はずである。

3. 以上の公開シンポジウムの発表に関して、本来であれば月報本号に各報告・討論要旨の全体を掲載すべきところであるが、とくに報告者より寄せられた（討論における質問・意見の提起への応答を配慮した）原稿のボリュームが（歓迎すべきことに！）予想以上に大きく、月報編集部との協議の結果、本号と次号の2号にわたって掲載することにさせていただいた。その結果、本号には、今村嗣夫弁護士、龍田紘一郎弁護士の各担当裁判からの報告と、理論的問題のうち、阿部浩己教授の「戦争責任と国際法」に関する論稿の計3本を掲載することとし、次号には、理論的問題について、佐藤健生教授および田中宏教授の論稿および討論の記録要旨、とくに鄭教授の発言の要旨を掲載し、最後に司会団の新美隆弁護士にシンポジウム全体を振り返って総括的なコメントを執筆いただくことにした。編集部の御協力に感謝し、あわせて月報読者の御了解をお願いする次第である。

4. 最後に、本シンポジウム開催にいたる経緯について、簡単に触れておきたいと思う。社会科学研究所グループ研究助成「国家の戦争責任と補償」研究会（石村修所員を責任者とする10名の所員）は、1992年度より3ヶ年度助成として共同研究を開始した。さらに、文部省科学研究費助成「国家の戦争責任と『戦後補償』に関する実証的研究」（古川純・法学部教授を研究代表とする7名の法学部教員、専修大学・戦後補償研究会と称する）が1993年度より2ヶ年度助成を認められ、共同研究活動を始めた。1993年8月には、「戦後補償国際フォーラム '93」（同実行委員会主催、東京・全電通会館）に古川がパネリストとして参加し、共同研究の一部として「日本国憲法と戦後補償」の報告を行った。この2つの共同研究は問題関心を共有するとともに構成メンバーに重なるものがあり、1993年度からは実質的に合同研究会活動を実施してきた。そのなかで2ヶ年度にわたるグループ研究助成の成果を中間的にまとめることと、専修大学・戦後補償研究会による（長崎出張調査をはじめとする）精力的な聞き取り調査やゲスト研究会の成果を活かすことが検討され、社会科学研究所事務局の研究会担当および人文科学研究所事務局との協議の結果、2つの共同研究を母体とした公開シンポジウムの開催を企画するにいたった次第である。

なお、共同研究の今後の見通しについて付言しておきたい。われわれは、1993年1月の合宿研究会で、「戦後補償責任」に関する法的議論の構成について検討したが、その後、塚本孝（国会図書館外交防衛課）「戦後補償問題—総論(1)(2)(3)」『調査と情報』（ISSUEBRIEF）228～230（1993.10.15～11.16）において政府側主張の法的論理構成・実定法上の根拠が整理されたので、裁判支援の観点で反駁されるべき論点をまとめて、研究成果の一部として発表したいと思う。